

令和5年12月12日

いちき串木野市長 中屋 謙治 殿

いちき串木野市特別職報酬等審議会
会長 平野 道幸



答申書

令和5年11月27日付い串総第252号で貴職から諮問のあった特別職報酬等に関し、当審議会は慎重審議の結果、下記のとおり答申する。

記

1 結論

今回諮問された報酬額等について

- ① 市長、副市長及び教育長の給料並びに市議会議員の報酬の額については、改定を行わず現行額に据え置くことが適當である。
- ② 市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当支給割合については、0.1月引き上げることが適當である。
- ③ 市長、副市長及び教育長の退職手当支給割合について、現行の支給割合は適當である。

2 理由

当審議会としては審議するに当たり、当局の提出資料を基に県内各市の給料額や改定の状況、九州内類似団体の状況、今後の見通しも含めた本市の財政状況や人事院勧告の状況等について分析し、慎重に審議を行った。

始めに、市長、副市長及び教育長の給料の額については、職員の給料の額の引上げや物価高騰等の状況もあるが、県内各市の状況等に特段の変更がないことなどから、引き続き、改定は行わず据え置くことが適當であると判断した。市議会議員の報酬の額については、県内各市の報酬額と比較しても、見直しの特段の事由はないことなどから、改定は行わず据え置くことが適當であると判断した。

次に、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当支給割合については、特別職の国家公務員の特別給（ボーナス）の改定や県内各市の改定状況を考慮し、令和5年度分の支給から年間0.1月引き上げることが適當であると判断した。

最後に、市長、副市長及び教育長の退職手当支給割合については、退職手当組合

に加入していること、職務・職責に大きな変化が見当たらないことに加え、他団体と比較して大きく均衡を失しているとは考えられないことから、据え置くことが適当であると判断した。

3 その他

審議会については、社会・経済情勢の変化を的確に把握し、他団体との均衡を考慮する必要があり、これまで毎年開催されているが、今般の他団体における特別職の報酬等や期末手当支給割合等の改定動向を踏まえ、次年度以降については、概ね4年毎の定期開催を基本とする。ただし、市が必要と判断した場合は適宜開催することが望ましい。

いちき串木野市特別職報酬等審議会

会長	平野 道幸
職務代理	勘場 裕司
委員	臼井 淳司
〃	小原 文子
〃	川崎 貴弘
〃	川下 幸夫
〃	久木山 純広
〃	祐下 和美
〃	羽根田 正
〃	鉢之原 修一(委員五十音順)